

# 北海道高等教育研究所

## ニュースレター

第 25 号

発行日 2024 年 7 月 25 日

発行：北海道高等教育研究所

北海道高等教育研究所 〒047-0033 小樽市富岡 2-33-22 山口 博教 気付

E-mail z00161@hokusei.ac.jp ホームページ <http://jinken-net.org/heri/>

### もくじ

- ◆ ニューズレター第 25 号刊行に当たって ..... 1  
山口 博教（事務局長）
- ◆ 学術会議問題・高野講演：「日本学術会議の独立性を否定する『改革』問題と市民一民主主義の仕組みの再構築に向けて」《報告》 ..... 3  
北海道の大学・高専関係者有志アピールの会

### ニュースレター第 25 号刊行に当たって

山口 博教

まず、第 25 号の刊行がおくれましたことをお詫び申し上げます。当初この号は小樽共育の森学園理事長、間宮正幸北海道大学名誉教授の講演内容を掲載する予定でした。この講演は 2023 年 9 月 30 日に札幌学院大学新札幌キャンパスで開催された研究所 2022 年度総会後に行われました。諸事情でこの刊行準備が遅れ、さらに年明けになり研究所の『所報』第 3 号に掲載することが決まりました。

以上のことから第 25 号では、北海道の大学・高専関係者有志の会が昨年 12 月 3 日に北海道大学学術交流会館で行われた第 7 回大学・社会を考える講演会の内容まとめの報告を掲載することとします。この講演会の講師は京都大学法学部高山佳奈子教授、演題は「日本学術会議の独立性を否定する『改革』問題と市民一民主主義の仕組みの再構築に向けて」でした。これを当研究所の刊行物へ掲載することは同会の共同代表と事務局長・事務局次長から打診を受けた結果です。

昨年当研究所は事務局会議で打ち合わせを行い、この講演会の協賛団体となることを理事会にメールで提案し、承認していただきました（フライヤー参照）。そしてこの講演会への参加を研究所関係者（理事、道私大教連の参加単組執行委員及び個人会員）に呼びかけました。ただ日本学術会議の任命拒否問題はこの時点では社会的関心がこの問題が生じた直後に比べ、関心度がやや低下した雰囲気がありました。また講演会当日に他の社会問題をテーマとした講演会・研究会が二重・三重に重なっていました。このために参加者はこの問題でアピールの会が主催した第 1 回目の講演会に比べ予定よりも幾分少な目で、また研究所関係者の参加も多くはありませんでした。

しかし今年に入り政府は学術会議を法人化する方針を固め、急ピッチで改革案を作成する方向で動いています。このため事態は急を要すると考えられます。また大学関係者だけではなく、日本の広い社会層へこの問題の重大性をアピールすることが大事な課題となっています。この点で、高山講演の内容はこの課題に見合う内容であると考え、ここに掲載させていただきます。

なお高山先生についてこの場をお借りして、紹介しておきます。

東京生まれ。東京大学法学部卒業、同大学法学政治学研究科修士課程修了。同助手、成城大学専任講師、A. フンボルト財団奨学研究員（ケルン大学）、京都大学法学研究科助教授を経て2005年より同教授。日本学術会議第一部会員（2017年10月から2023年9月）。刑事法学専門。

主要著書には『たのしい刑法』（共著、1988年弘文堂）、『故意の構造』（1999年有斐閣）、『共謀罪の何が問題か』（2017年岩波ブックレット）、『グローバル化と法の変容』（共著、2018年有斐閣）などがあります。

また日本学術会議会員任命拒否問題以降の問題について、以下の雑誌で評論を書いています。

- ・「日本学術会議の独立性否定する「改革」はゆるされない」（『前衛』2023年4月号）
- ・「辞令拒否理由をまず示せ－「日本学術会議法」改正案批判」（『世界』2023年5月号）

なお付け加えておきますと、講演前の打ち合わせの席で高山先生が京都大学教職員組合の執行委員会の中心メンバーの一人でもあることを伺いました。また先生は京都大学のキャンパス内での学生向けにアピールを行っていて、留学生向けには英語でスピーチするそうです。このことは私が2009年1月に高山先生が主催する「組織的犯罪対策法の総合的研究」の例会に呼ばれ報告した後の懇親会で、関係者からお聞きしたことです。

法学者はこの問題の経済的背景がよくわからないということで、私に説明が求められました。私は現役時代大学の講義で、「現代企業論」と「証券市場論」を担当していました。この関係で、当時のバブル経済とその崩壊の背後で暗躍していた組織的暴力集団についてもいろいろ調べていたからです。特に警察庁が刊行した平成19年度版『警察白書』（ぎょうせい 2007年）が大変参考となりました。特に山口組5代目の「五菱会」が香港にあるクレディスイスの銀行支店経由で元日本人銀行員を介して、スイスの銀行本店でマネーロンダリングをしていた事件が解説されていて、これを紹介しました。この事件は日本の警察機構がインター pocle を通じて摘発に乗り出し、解決を見た当時の「闇金融」の氷山の一角を象徴する事件でした。

以上のことから、今回この時の繋がりを足掛かりにして高山先生に来道していただき、講演会を実現できたことは大変嬉しく思っています。市民への呼びかけが大事であることは「アピールの会」の方針でもあります。研究所の皆様方にもお読みいただき、今後の諸活動に役立てて頂ければ幸いです。

**学術会議問題・高野講演：「日本学術会議の独立性を否定する  
『改革』問題と市民一民主主義の仕組みの再構築に向けて」  
集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係有志  
アピール運動をすすめる会（北海道の大学・高専関係者有志アピールの会）**

## 1. はじめに

アピールの会（北海道の大学・高専関係者有志アピールの会）が他の民主的運動組織と協力して企画・開催してきた「大学・社会を考える講演会」は7回目を迎え、この度、学術会議問題を取り上げて講演会を開催するのは二度目になります。一度目は「日本学術会議会員の任命拒否と『学問の自由』を考える講演会」（2021年3月20日）でした。その後3年近い間、菅内閣から岸田内閣に交代する中で、6名の会員候補の任命拒否が撤回され、任命されるどころか、任命拒否問題の論点をすり替えて、逆に学術会議の在り方を問題視してきました。政府は学術会議改革と称し、あからさまに学術会議潰しを進めようとしています。一昨年（2022年）の末には、内閣府が「日本学術会議の在り方についての方針」と共に「具体化検討案」を作成し、通常国会での法案提出をはかろうとしてきました。

このような状況に危機感を持った私たちは、日本学術会議法の改悪に反対する「声明」を発表し、内閣総理大臣を始め関係機関への送付を行ってきました。さらに、日本学術会議北海道地区会議に対しても働きかけを行うと共に、通常国会での法案提出が見送られる中で、学術会議問題がどういう意味を持つのかを市民とともに議論を広げ、運動を一層大きなものにすることを目指してきました。

その一つとして、今回、「大学・社会を考える講演会」において、2度目の学術会議問題を取り上げることにし、高山加奈子さんに講師をお願いすることになりました。高山さんは京都大学大学院法学研究院教授で刑事法学の専門家であると共に日本学術会議会員（第一部会員）であり、積極的に学術会議問題に取り組んで来られた方です。アピールの会のメンバー・山口博教共同代表はかつて高山教授から「組織犯罪対策法の総合的研究会」で、この問題の経済的背景についての報告を依頼されたことがありました。この時以来のつながりで、今回の講演依頼の交渉をしてもらい、快くお引き受け頂くと共に、市民との共闘・民主主義の構築を目指して上記のような講演会のタイトルも決定しました。

以上のような経過を経て、2023年12月3日北海道大学学術交流会館小講堂において、荒木、大屋、本庄の司会のもとに本講演会が開催されました。はじめに、山口共同代表から主催者挨拶として、講師高山さんのご紹介とともに開催に至る経緯と開催趣旨が紹介されました。また、司会者から、本講演会に対するメッセージの依頼を日本学術会議及び北海道地区会議宛てにお願いしていたところ、日本学術会議事務局からは「メッセージの対応が出来ませんが、本講演会のフライヤーなどを送付して頂ければ、関係者で共有したい」との回答があり、また、北海道地区会議事務局から「日本学術会議の在り方については会員の多様な意見に基づいて学術会議全体として意見の決定・表出をしており、地区会議としてメッセージを出すことは差し控える」との回答があったことが報告されました。

## 2. 高山講演内容

## 2.1. 日本学術会議問題

日本学術会議の役割について、その生い立ちに遡って説明され、特に、戦前の大日本国憲法には「学問の自由」がなく、ナショナル・アカデミー「学術研究会議」が戦争動員されたことを反省し、1947年に施行された日本国憲法の内容そのままに、翌年（1948年）、学術の平和利用・独立性を規定した日本学術会議法が制定されたことを強調されました。そして、学術会議の独立性を表す現行法の26条「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申し出に基づき、当該会員を退職させることができる。」を紹介して、総理大臣には会員罷免権がないことを指摘しました。

にもかかわらず、2020年、日本学術会議会員任命拒否問題が発生しました。この問題は、当時、杉田和博官房副長官の差し金であり、財界の圧力ではなかったと当初考えていました。しかし、拒否された会員候補者6名の顔ぶれをみると、利権にも関係もない哲学分野の芦名定道氏が何故拒否されたか分りませんでした。その後、芦名先生がキリスト教学を専門とされていることから旧統一教会との結びつきの強い勢力が働いたのではないかと理解することができました。さらに、この任命拒否に対する学術界、表現者団体、市民団体の多数の反対に会った自民党が逆切れすることになったのです。

旧統一教会との結びつきの強い自民党下村博文氏を中心となり、学術会議つぶしの動きが始まり、このあたりから財界の圧力が公文書上露骨に出てきました。自民党は2023年4月、法案の提出をいったんは断念するけれど、学術会議取りつぶしを依然諦めず、新たな法案策定をはかつてきました。その法案策定の過程にも日本がダメになる問題があります。それは、政策形成には最新の学術的知見の投入が必要であるにも関わらず、官僚機構が専門性を喪失し、付度ばかりになっていると共に、政策提言過程から専門家が排除され、審議会もなく市民に対する透明性も喪失しているからです。専門家と市民との協働による民主的な政策形成や法案策定になっておらず、ブラックボックスの中で進められている現状に大きな問題であると述べられました。

一旦、法案提出が見送られた学術会議に対する新たな法案策定するため、2023年8月29日「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が内閣府特命大臣の下に設置されました。その時の内閣府特命大臣は後藤茂之経済復興担当大臣だったことからも、日本学術会議を経済財政運営の道具化しようとする意図が読み取れます。更に、9月に行われた第2次岸田内閣改造で新たに内閣府特命大臣になったのは松村祥史国家公安委員長・国土強靭化担当・領土問題担当大臣であり、経済から防衛に代わり、日本学術会議が武器商人の道具として、その在り方が論じられることになりました。

11月9日に開催された第5回日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会で「法人化の場合の基本的な考え方について」が提示されました。これは会員選挙の独立性を完全に否定する案になっており、翌日（11月10日）、日本学術会議光石衛会長から危惧の念と日本学術会議としての喫緊の対応が求められるとのメッセージが発せられました。

有識者懇談会の考えは学術会議を国ではなく一法人にするものですが、一方、国に残る案でも、国立大学法人に類似の政府の統制が入るものになっています。例えば、会員選考は経団連会長など外部委員を入れて新たに設置される選考諮問委員会に図られることとなり、会員選考の独立性がやはり完全に否定されることになります。そして、産業界の利権に結びついて、例えば身分の不安定な若い研究者など産業界に都合が良い、所謂、言うこ

とを聞く研究者を取り込もうと言う意図が見えます。

## 2.2. 国立大学法人法改正

この講演会の10日後、2023年12月13日、参議院本会議で「国立大学法人法の一部を改正する法律」が可決、成立しましたが、高山さんはこの法案も知らないうちに出てきて、中身がバレないうちに衆議院で強行採決されてしまうことを危惧されていました。

法案を巡っては、11月24日、国立大学協会の会長が批判的内容の声明を発表した。国大協会長は、学長に居座り続けている人ですが、弱小代表が多数を占める国連に似た構造を持った国大協として、「法人運営方針会議の設置の有無に基づいて国立大学法人を区別し、その区分に基づき資源配分の取り扱いに差を設けるな。」と言うもので、大変重要なことを言ってくれました。

従来案では、学長の上に置かれる運営方針会議のような合議体は、「国立卓越研究大学」（2023年9月に認定候補に残ったのは東北大学1校）だけでしたが、改正案では「一定水準の規模」と政府が見なしたすべて大学法人へと一気に拡大しました。更に、「一定水準の規模」（改正案で、特定国立大学法人）の大学として、理事が7名以上いる法人となっているにもかかわらず、なぜか以下の6法人（北海道大学、筑波大学、神戸大学、岡山大学、広島大学、九州大学）が対象からは漏れています。それは、政府のさじ加減で一方的に決められるという大きな問題があることを示しています。

北海道大学については、北大職組の山田委員長からもらったメッセージによると、先日、結審した北大総長解任取り消し訴訟では、教員の意向投票で選ばれた総長の意向に反して、国の利益を優先して経営方針を決める天下りがいることが証人尋問で発覚し、解任手続きも総長選考会議の意向に反して、顧問弁護士や理事によって進められたことが明らかになったことです。現状でもそのような状態なので、合議体（運営方針会議）を設置すれば責任の所在がますます曖昧になり、理不尽な経営が横行すると思われます。

財界の圧力・関与についてですが、内閣府総合科学技術・イノベーション会議有識者員に7名のうち3名が富士通、みずほ、NTTなど大手企業・財界からの参加です。先日（11月21日）大手企業が集う経団連のトップ・十倉雅和会長から「なぜ、これで（岸田内閣の）支持率が上向かないのか不思議だ」という驚くべき発言があり、「パラレルワールドにお住まいか？」など批判が殺到しました。十倉氏は、住友化学で会長を勤め、2022年は1億1800万の役員報酬を受け取っている「上級国民」に庶民の生活実感は分からないだろうというものです。

学術会議について、財界が利権の道具にしようとしていると述べましたが、学術会議や大学が選ばれた狭い範囲の利権の為に研究や教育をやっていれば、全部がダメになってしまいます。大学や研究の方向を財界の方々が決めると言う仕組みは、自分のお金を使わないで国の研究・教育予算を自分達の利権の為に使おうもので、資金の横取りだと思います。防衛関連産業に関与している大きな企業が、本来は大学の基礎的研究や教育に使われるべきお金を防衛研究に実質的に流用しようとするものであり、儲かる研究というよりは防衛研究へ流れて行くと言う構造が強まっていると思います。

## 2.3. 熟議民主主義の在り方

学術会議法や国立大学法人法と財界の関りを述べてきましたが、これまでも経済界からの圧力で法案の内容が決まっていることが少なくありません。2017年、安倍内閣で強行採決された「共謀罪法」における共謀罪の対象犯罪が何であるかは極めて恣意的で、国連条約の趣旨に真っ向から反するものになっており、公権力を私物化する犯罪や組織的経済犯罪の多数が不自然な形で除外されています。脱税についても、組織的にしか行えないタバコ税法、石油石炭税法、製油ガス税法、航空機燃料税法、揮発油税法、地方揮発油税法違反の罪が除外され、相続税法違反や独占禁止法違反の罪も除外されています。このように、この犯罪対象の決定過程が全く秘匿され、大企業が係る多くの犯罪が除外されているのを見れば、財界の圧力があったことを容易に見て取れます。

以前は官僚がそれなりに自立性と専門性を持っていましたが、今は見られなくなっています。その背景に、2001年80万人以上いた一般職国家公務員が2023年には約29万に余りに削減されたことがあります。この大きな削減には国立大学法人化と郵政民営化があるものの、それ以外でも10数万人の減少があり、その結果、今では霞が関がブラック職場になってしまい、志願者数はここ10年間でおよそ8万人近く減少しています。ブラックであるとともに忖度する人しか上に行けないと言うことでは、働く意欲が無くなってしまうのは自然なことです、一方、女性が増えています。それは女性がブラックな所でも働くなければならないということを意味していると思います。

最後に、このような状況をどう変え、民主主義を回復させるにはどうしたら良いか考えたいと思います。熟議民主主義として、専門家と市民の協働が必要であると述べました。それは、首相が森羅万象を把握すると述べた安倍首相とは異なり、専門家も自分の専門のことしか把握しておらず、多くの専門の知恵を集めて話し合い、政策提案につなげることが必要と考えるからです。しかし、現在は大臣が好きな人だけ登用し、一部の専門家だけで決まる状況です。専門家は知見をすべて開示する義務を負い、熟議民主主義はそれを前提に政策決定を行い、環境問題のように新たな知見が出ればまたそれに対応することが求められます。従って、専門家の社会的責任とそれへの市民の信頼が民主主義の基礎であり、学術に関して政府から独立した組織がどうしても必要になります。

現在、日本における民主主義は長期にわたって破壊されてきた状況にあり、簡単には元に戻らないかも知れませんが、前は出来ていたことを思えば、将来にわたって元に戻すことができないことはないと思います。そのためには、市民の力、即ち、注視と行動が必要であり、それらを選挙で発揮しなければなりません。また、選挙だけではなく、見えないところですごく市民に励まされている所もあり、情報化社会の中で報道が規制されているが、私たちは様々な手段で情報を共有・発信していく必要があります。

例えば、安倍元首相はネットサポーターズという3千人くらいの組織を抱えていて、コントロールされたネット情報を発信していたと聞いており、安倍氏が亡くなった後の自民党総裁選挙で、安倍派の高市早苗氏の動画再生数が他の方の2けた違ったことは、安倍サポーターズがそのまま高市氏のサポーターズとして引き継がれていると思われます。そして、何百万回の動画が再生されていることは情報操作が匿名の形で行われていることを意味しており、それに対して、私たちは、匿名であれ、そうでなくとも、デマに騙されない、信頼できる情報かどうかを判別しなければならなくなっています。そのためには、特定されている人からの情報であることが重要だと思います。特定出来る人からものであれ

ば、信頼出来るし、水増しもあり得ないからです。しかし、それは大きな数にはならず、小さい数かも知れないが、市民の信頼できるネットワークが大切だと考えます。

最後に、再度、学術会議問題ですが、学術会議を国の組織に残すかどうかが問題になっているけれど、学術会議任命拒否に関する行政手続きも終わっておらず、情報開示請求の行政手続きが進行中になっています。それは、任命拒否されたと当事者の自己情報開示請求と共に、会員・連携会員らの公文書開示請求が行われていることをお伝えして、話を終わりたいと思います。

### 3. 質疑・討論

講演後、休憩をはさんで、質疑・討論が行われました。司会者が、あらかじめメールでもらっていた事前質問（4件）と会場からの質問用紙による質問（10件）を整理し、講師高山さんに質問して、答えてもらう形で進められました。ここでは、講演内容と重ならない2, 3の質問と回答を紹介します。

任命拒否問題について、今後どのように取り組んで行く予定ですか、と言う質問に対して、まだ任期途中であり、少なくとも任期の間は任命拒否の撤回を求めて行く予定であり、任期が切れても時効になるまで、裁判が出来ることを視野に入れて取り組むことになるだろうと答えられました。

民主主義の再構築のための大学の役割は何と言う質問に対して、研究を通しての専門性を民主主義の過程に提供すること、議論にとって正しい前提となる情報を提供することと共に、大学は教育機関でもあり、若い人材を育てていくのも大事であり、専門分野に閉じない広い視野を持つ社会人を育てることが大事だと思っている、と回答されました。

今の学術会議会員の在り方、例えば、軍事研究について否定的でない会員はいるのか、会員が政府に対して忖度していたり、単に名誉職的な考えているところがあるのではないかという質問に対しては、私の知る所、一人だけ自民党の手先かと思われる人がいたが、それ以外の人は全くそういう感じがなく、私自身びっくりしていると答えられました。そして、広く知見を得るために選ばれた人数の多い（約2000人）連携会員の中には軍事研究推進の方がいるかもしれないが、キャリアーとか年齢などから普通では選ばれない例外的な方ではないかと思うと話されました。

専門性について、福島第1原発の事故以来、専門家への信頼性が失われているように思われ、そのことは、今の日本が民主主義社会ではないと言ふことではないか、と言うことに対して、原発問題に対して、いろいろな専門家がいろんなことを言っているけれども、それらの意見がどんな根拠で出されているか説明すれば一般市民もある程度理解できると思います。そういう説明がなく、結論だけが出てくることや、政権に都合の良い判決や案が出てくることに問題があり、専門でない私たちが信頼を持てなくなるのだと思います。従って、必要なのは誰が、どういう理由で、どういう事を言っているのか、透明性の確保であり、分かっている所についての確保が民主主義にとって大事なことだと思います、と答えられました。

辺野古基地建設に関わる法的問題について、最近、理解できない判決が多いように感じているけれど、法学研究をされている立場から、いまの司法や裁判の現状についてどう思われているかという質問に対して、即座にダメなものが多いと思うと述べられた後、それ

は、裁判所が独立していないからで、最高裁の人事が政治的に行われていて、下級審の裁判所の人事を最高裁がやっているので、全体が政治的に左右されているように感じると答えられました。また、憲法と言わなくとも地方自治の原則から、多くの人が嫌がるものを持つ一つの地域に押し付けてはならないので、特定の地域に関する措置についてはその地域の同意がなく押し付けてはいけないことになっています。それが行政法と憲法の基本的なことなのに、それが守られていないと言うことを、法学を学ぶ学生たちは教わっていることと実際に行われていることが乖離していることに悲しい気持ちを持っていると思いますが、それをおかしいと言っている学者がいることを知って欲しいと述べされました。

#### 4. おわりに

司会者から、講師高山さんに、時間の講演、質疑応答に対して感謝が述べられた後、姉崎洋一共同代表から閉会の挨拶が述べされました。

講演の内容で、普通には見えないものの本質的な部分や今起きていることの大局的な理解を教えていただいたことと、もう一つはジェンダー視点で見ることで見えないものが見えたことが強い印象でしたと話されました。そして、学術会議問題は国立大学法人法の改悪と一緒にになっていることを分かり易くお話し頂き、特に、任命拒否にあった芦名さんの問題が統一教会との関連していたことや軍事企業と結びつくということが大変納得できる驚きのお話であり、学術会議の軍事企業の道具化の話、国の改革が軍事国家づくりと一体であると言うお話は大変重要なことだと感じました。

国立大学法人法案について、特定大学、準特定大学とその他という分類しているけれど、その他の大学が国連のように大多数なので、そちらの方の意見が国大協の会長の声明にも出てくると言うパラドックスも大変分かり易く明快なお話でした。7大学のうち、特定大学から外れた九大と北大が軍事研究とむすびついて、半導体産業と一緒に進めようとしているが、問題は売り先が米軍であることです。

軍事産業は学生にも人気はなく、先日の新聞で学生の人気のある就職先を見たけれど、やはり官僚も上位に入っていませんでした。日本の将来を担う優秀な学生・若者が働く官僚組織にしていく必要があります。また、高山さんの話にもありました、メディアやマスコミの責任が大変大きいと共に、重要なのは世論であり、高山さんも心ある官僚を市民が支援することを述べられたように、私も、札幌冬季オリンピックの中止も市民の声によるものだったことを指摘したいと思います。

最後に、今日の参加者は約70名で、学生の方にも参加いただいたことを付け加えて、再度、高山さんに感謝して終わりたい、と結ばれました。